

【総務省】

日時：11 月 29 日（火）14：00～14：30

場所：総務省 1F 会議室

対応：自治行政局行政課

5

1 公教育の無償化について

- (1) 義務制諸学校において教材費、給食費等の公費負担を拡充すること。
- (2) 高校授業料の無償化制度を存続させるとともに、給付型奨学金の拡充等によりさらなる改善をはかること。また、無償化の年限超過者に対しても自治体間で取り扱いが相違しており、在学するすべての期間が対象となるよう改善を行なうこと。
- (3) 学校徴収金の経理事故の防止と適正化をはかるため、地方自治法等の関係諸法令を遵守した会計処理がなされるよう、必要な措置を講じること。特に学校給食費の公会計処理については、旧文部省時代の誤った行政実例によって各自治体が判断を行っている。地方自治法等に適合した会計処理がおこなわれるよう、文部科学省との調整ならびに自治体への指導を早急に行なうこと。

10

15

自治労 昨今、貧困問題が大きな課題となっている。特に教育における貧困の連鎖が問題である。義務教育費国庫負担制度にしても地方交付税制度にしても、そういう世代に対するフォローアップが十分ではないと思われる。抜本的な改善策が必要ではないか。

20

例えば、まず地方交付税で十分な教育財源が用意できて、それがちゃんと教育費に活用されるようなある程度の縛りも、現在では必要な状況にあるのではないか。

具体的には各市町村でばらつきが生じている教材教具の整備について、一定の水準を確保する意味から、来年度予算で増額なり、予算の活用の仕方という部分で何か考えはあるか。

25

総務省 よくご承知の上での意見と思われるが、交付税というのは用途を制限できるものではないので、難しいところではある。

30

教材費の確保ということで言えば、文科省の要望通り、新学習指導要領の実施に基づき 3 力年計画を作って一定の積み増しをしたところである。24 年以降の計画については文科省の方から年額 800 億円で 10 年間、総額 8000 億円という要望をいただいており、内部でも検討しているところである。

教材だけに限らず、交付税は用途の限定ができないため、所管の文科省の方で「教材整備指針に変わる具体的な数値を明記したものなどを作って周知徹底を図っていきたい」としている取り組みなどを見守っていきたいという立場である。

35

財源措置という部分では文科省から出された金額をどのように措置していくかということを検討して参りたい。

5 自治労 昨年 4 月の新しい整備指針を基準としながらも実際には文科省なり地教委の力次第ということか。

10 総務省 交付税の性格上、用途を限定するという考え方には馴染まないが、もし、実際に各学校毎に必要な教材が足りていないという声があり、そこに必要な財源が措置されていないということであれば、具体的な状況を示しながら現場の財政当局とやり取りをしていただくしかない。

単純にこれだけ交付税で措置されているのに、これしか措置されていないという話にはならないだろう。

15 総務省 （ 2 ）については、我々としてはなかなかコメントしづらい立場にあるが、給付型奨学金については財務省の感触が非常に悪いという話は聞いている。

20 授業料の話は、とりあえず時限立法となっているが、これから国費でやっているものを従来 of 形に戻すということは個人的には相当難しいと思う。年限超過者の自治体間の取り扱いの相違については、今、何から何まで国が法律なりで縛り付けて全国一律にという時代ではないので、そこは自治体の判断に任せると文科省としての判断であると承知している。

25 自治労 （ 3 ）の話であるが、先ほど、厚生労働省へ行ってやりとりをさせていただいたが、子ども手当からの給食費等の徴収に関わる Q&A の回答で、総務省の見解と齟齬を生じている部分について指摘したところ、当該部分は文科省に作文をしてもらったものとして、非常に困惑している様子であった。このことについて、総務省の見解をお聞きしたい。

30 総務省 そういう回答を作った経緯が分からないが、この後、文科省に行かれるのであれば、我々が「ちゃんと整理をした方が良いのではないかと伝えていた」と伝えていただけて結構である。

自治労 厚生労働省にも、一度、総務省に照会していただくよう伝えてあるので、対応をお願いしたい。

35 総務省 わかった。

これまでの我々と文科省のやり取りの中では、自治法の解釈についてはっきりと文科省に伝えてあり、それに対して文科省は、「約 7 割位が私費会計でやっており、いきなり変えるとハレーションが大きい。自治体によってはシステムや財政負担の問題が大きなのところもあるので検討すべき課題も多い」と言ってきている。文科省としても我々の指摘に対して、改善の必要があるとの問題意識は持っていると思われ、どういう方向で解決するのかについて、その連絡を待っているところである。

最初は文科省も「どちらでも良いだろう」とのことだったが、「それではだめだ」と明確に伝えてある。

自治労 我々も文科省から、改善に向けた姿勢なり方向性が見えれば納得できるのだが、学校健康課は比較的そういう方向を示すが、企画課の方が「見解を変える意思はない」と頑な態度のようで困っている。文科省が態度を変えてくれないと、例えば、自分の市で給食費会計の扱いを適正化しようとする際に、市の財政当局からは文科省の姿勢を盾に難色を示されるので困っている。

総務省 少なくとも我々との打ち合わせの中では少し違うようだ。ただ、文科省にも私会計のままにしてほしいとの逆の意見も届いているようで、彼らの立場もあるのだろう。我々はそのことを認識しないでストレートに回答しているので、多少のニュアンスの違いもあるのかもしれない。

自治労 先に政務官と話をした際にも、「日教組と調整をしてはどうか」と言われた。教員の中には教材費を現金で扱った方が使い勝手が良いという思いもあるようだが、少なくとも給食費については公会計化に異論はないと思われるので、まずは給食費だけでも公会計化を図りたいと考えている。

総務省 向こうに話を持っていく際には、なぜ給食費だけなのかという理屈は整理して行った方が良いのではないか。

自治労 我々は最終的にはその他の教材費や修学旅行費なども含めて公会計化すべきと考えている。自治法の趣旨に照らすと全ての徴収金がそうであるべきであることは言うまでもない。

一方、東京都では昨年位からそうした全ての学校徴収金を事務室で関わりを持つように指導されている。我々としてはきちんと公会計として位置づけられた方が仕事も整理しやすいという思いがある。

総務省 東京都の気持ちも分からない訳ではない。文科省が動かないので、自分のところでなんとかしようという姿勢の現れだろう。

5 自治労 現在、困ったことに教員の多忙化解消の話の中で、私会計をシステムとして取り込んで私会計のまま処理をしていこうという文科省の委託事業の流れが全国的に広まってきている。私費会計のまま自治体が準公金という名前を付けて固めて行く方向性が進みつつある。

10 自治労 厚生労働省の子ども手当Q&Aについては、今後修正することもあると書いてあるので、ぜひ、誤りは正すべく総務省としても対応をいただきたい。

## 15 2 教職員人件費について

(2) 政令指定都市への負担先変更、中核市への人事権付与など地方分権に立脚した措置を推進すること。

総務省 全ての政令市で意見がまとまっていること、さらに都道府県との合意があることが前提で、そこが足踏み状態の原因であろう。

20 財源的な移譲の問題はなかなか難しいものがある。その点について具体的な提案をなされた形跡がない。具体的に例えば政令市だけ切り出すとなると同じ市町村税の中で政令市とその他の市町村で違う税率で良いのかなどの課題もある。

まずは政令市の意見が一致していない中で私どもが積極的に推し進めるという状況ではない。

## 25 3 学校事務職員の定数について

30 都道府県立学校における安定した校務運営を保障する観点から、事務職員については、事務長を含めて最低 3 名以上とすること。

総務省 個別具体の職員の配置については、各地方公共団体で適切に判断すべきものと考えている。

自治労 35人学級が2年生までになると、相当数の定数増ということになるが、現実的にはこれまでの加配を含めた全体の袋の中でやりくりという話にならざるを得ないのか。

5 総務省 昨年と事情が異なるのは、去年は自然減が2000人しかなかったところに35人学級の導入で増分が4000人でどこからか2000人を確保しなければならないという状況だったのが、今年は自然減で4900人という数なので、2年生35人学級で4000人~4100人としても、その中に収まることになる。

10 その範囲のなかでならばという考え方もあるが、今年、財務省は法律改正については相当硬いと聞いている。例えば、加配を用意して、手を挙げたところだけ2年生の35人学級をやるということならば、法律改正は必要ないことになるが。

自治労 学校事務に関してはコミュニティースクールで100人という加配というのがあり、また、共同実施加配で八百数十人という数があるがそれらは俎上に載ること  
15 になるのかどうか。

総務省 コミュニティースクールについては、なんでこれを標準法で要求しているのかが分からなかったので視察に行ったが…。その部分はどうなるか分からないが、先ほど申し上げた通り4900名の自然減があるので、今年は加配を削るという状況  
20 ではないと思うが。逆に付ける方向にあるのではないか。

ただし、今あるものを見直してということはあるだろう。もちろん、小学校2年生の35人学級をやるとなると、自然減のほとんどがそこで食われてしまうことになるが。

25 一方、去年の法改正の時に、法案修正となった特別支援と専科の部分については財務省としても配慮するのではないだろうか。

#### 4 生涯学習の充実等について

生涯学習政策の一層の充実をはかること。とりわけ、公民館・博物館・図書館等の公的社会教育施設の管理運営について、2010年12月28日付総行経第38号「指定管理者制度の運用について」の趣旨を自治体に十分に周知すること。  
30

総務省 昨年末の通知の周知ということでは、各種関係会議の場やや指定管理者に関するシンポジウムなどを開いてその周知を図っているところであり、今後も機会を捉えて取り組んで参りたい。

35

自治労 ぜひ、引き続き対応をお願いしたい。現場では、「通知は通知として…」という声もある。